



山形県公報

平成20年11月28日(金)
第1998号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 訓 令

|                                    |             |      |
|------------------------------------|-------------|------|
| 山形県事務代決及び専決事務に関する規程の一部を改正する訓令..... | (人 事 課) ... | 1498 |
| 山形県職員の人事に関する手続規程の一部を改正する訓令.....    | ( 同 ) ...   | 1499 |

### 告 示

|                                                                   |                   |      |
|-------------------------------------------------------------------|-------------------|------|
| 指定代理納付者の指定.....                                                   | (政策企画課) ...       | 1500 |
| 平成15年6月県告示第640号(特別保護地区内における鳥獣の保護繁殖上一般に支障がないと認められる行為の指定)の一部改正..... | (みどり自然課) ...      | 同    |
| 指定居宅サービス事業者の指定に係る事業の廃止.....                                       | (置賜総合支庁福祉課) ...   | 1501 |
| 指定介護予防サービス事業者の指定に係る事業の廃止.....                                     | ( 同 ) ...         | 同    |
| 基本測量の実施の通知.....                                                   | (管 理 課) ...       | 同    |
| 同 .....                                                           | ( 同 ) ...         | 同    |
| 道路の区域の変更.....                                                     | (村山総合支庁建設総務課) ... | 1502 |
| 同 .....                                                           | ( 同 ) ...         | 同    |
| 同 .....                                                           | ( 同 ) ...         | 同    |
| 県道の供用の開始.....                                                     | ( 同 ) ...         | 1503 |
| 道路の区域の変更.....                                                     | (置賜総合支庁建設総務課) ... | 同    |
| 県道の供用の開始.....                                                     | ( 同 ) ...         | 同    |
| 同 .....                                                           | ( 同 ) ...         | 1504 |
| 県営住宅の利便性係数及び近傍同種の住宅の家賃.....                                       | (建築住宅課) ...       | 同    |
| 開発行為に関する工事の完了.....                                                | (置賜総合支庁建築課) ...   | 1511 |

### 議 会 関 係

#### 訓 令

|                               |   |
|-------------------------------|---|
| 山形県議会事務局文書管理規程の一部を改正する訓令..... | 同 |
|-------------------------------|---|

### 教育委員会関係

#### 規 則

|                                                   |      |
|---------------------------------------------------|------|
| 教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は専決させる規則の一部を改正する規則..... | 1514 |
| 山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則.....       | 同    |
| 山形県教育委員会の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則を廃止する規則.....      | 1515 |

#### 訓 令

|                                      |      |
|--------------------------------------|------|
| 山形県教育委員会職員の人事に関する手続規程の一部を改正する訓令..... | 1516 |
|--------------------------------------|------|

公安委員会関係

規 則

- 山形県公安委員会の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則を廃止する規則.....1517
- 山形県道路交通規則の一部を改正する規則..... 同

告 示

- 山形県指定自動車教習所規程の一部を改正する規程..... 同

企業局関係

規 程

- 山形県企業局職員の給与の支給に関する規程の一部を改正する規程.....1518
- 山形県企業局就業規程の一部を改正する規程..... 同

病院事業局関係

規 程

- 山形県病院事業局就業規程の一部を改正する規程..... 同
- 山形県病院事業局職員の人事に関する手続規程の一部を改正する規程..... 同
- 山形県病院事業局職員の給与の支給に関する規程の一部を改正する規程.....1519

公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請.....（村山総合支庁地域支援課）... 同
- .....（最上総合支庁地域支援課）...1520
- 大規模小売店舗の変更の届出の撤回.....（商業経済交流課）... 同
- 大規模小売店舗の新設に係る市町村等の意見.....（ 同 ）...1522
- 一般競争入札の公告.....（建設企画課）... 同
- 県営住宅入居者の一般公募.....（村山総合支庁建築課）...1523
- 同.....（庄内総合支庁建築課）...1526
- 採用候補者名簿の失効.....（人事委員会）...1529

訓 令

山形県訓令第31号

庁 中  
出 先 機 関

山形県事務代決及び専決事務に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成20年11月28日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県事務代決及び専決事務に関する規程の一部を改正する訓令

山形県事務代決及び専決事務に関する規程（昭和28年12月県訓令第49号）の一部を次のように改正する。

別表第1法人の項第1項中「及び公益法人の設立、」を「の設立並びに特別地方公共団体及び特例民法法人の」に改め、同表法人の項第3項中「公益法人に関することの項」を「特例民法法人に関することの項」に、「公益法人の」を「特例民法法人の」に改め、同項を同表法人の項第4項とし、同表法人の項中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

|                                               |  |  |  |  |  |  |  |
|-----------------------------------------------|--|--|--|--|--|--|--|
| 2 一般社団法人及び一般財団法人の公益の認定並びに特例民法法人の移行の認定等に関すること。 |  |  |  |  |  |  |  |
|-----------------------------------------------|--|--|--|--|--|--|--|

別表第3 総務企画部の項地域支援課の項中「公益法人」を「特例民法法人」に改め、同課の項公益法人に関する事（別に指定する公益法人に関するものに限る。）の項総合支庁長専決事項の欄第1項及び第3項中「又は寄附行為」を削り、同表産業経済部の項産業経済企画課の項商工会法に関する事。の項総合支庁課長専決事項の欄第4項中「第55条において準用する民法第83条」を「第54条の3」に改め、同課の項中「公益法人」を「特例民法法人」に改め、同課の項公益法人に関する事（別に指定する公益法人に関するものに限る。）の項総合支庁長専決事項の欄第1項及び第3項中「又は寄附行為」を削り、同部の項農業振興課の項農業協同組合法に関する事（所管区域を超える区域を地区とする農業協同組合、農業協同組合連合会及び農事組合法人に係るものを除く。）の項総合支庁部長専決事項の欄第10項を次のように改める。

10 第72条の12の6の規定による一時理事の職務を行うべき者の選任に関する事。

別表第3 産業経済部の項農業振興課の項農業協同組合法に関する事（所管区域を超える区域を地区とする農業協同組合、農業協同組合連合会及び農事組合法人に係るものを除く。）の項総合支庁部長専決事項の欄に次の2項を加える。

11 第72条の12の8第3号の規定による報告の受理に関する事。

12 第72条の18の10の規定による清算終了の届出の受理に関する事。

別表第3 産業経済部の項農業振興課の項農業災害補償法に関する事（農業共済組合に係るものにあつては、主たる事務所が所管区域内にある農業共済組合に係るものに限る。）の項総合支庁長専決事項の欄第1項中「第42条において準用する民法第56条」を「第33条の6」に改め、同部の項農業振興課（庄内総合支庁を除く。）の項水産業協同組合法に関する事。の項総合支庁課長専決事項の欄第4項中「第86条第5項」を「第86条第4項」に、「民法第83条」を「第85条の10」に改め、同部の項農村計画課の項土地改良法に関する事（農村整備課で所掌するものを除く。）の項総合支庁課長専決事項の欄第1項中「第68条第2項」を「第68条第4項」に改め、同部の項水産課の項水産業協同組合法に関する事。の項総合支庁課長専決事項の欄第4項中「第86条第5項」を「第86条第4項」に、「民法第83条」を「第85条の10」に、「受理等」を「受理」に改め、同部の項森林整備課の項森林組合法に関する事（所管区域を超える区域を地区とする森林組合及び生産森林組合並びに森林組合連合会に係るものを除く。）の項総合支庁課長専決事項の欄第4項を次のように改める。

4 第98条の8第3号の規定による報告の受理に関する事。

別表第3 産業経済部の項森林整備課の項森林組合法に関する事（所管区域を超える区域を地区とする森林組合及び生産森林組合並びに森林組合連合会に係るものを除く。）の項総合支庁課長専決事項の欄に次の1項を加える。

5 第99条の10の規定による届出の受理に関する事。

附 則

この訓令は、平成20年12月1日から施行する。

山形県訓令第32号

庁 中  
出 先 機 関

山形県職員の人事に関する手続規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成20年11月28日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県職員の人事に関する手続規程の一部を改正する訓令

山形県職員の人事に関する手続規程（昭和38年8月県訓令第52号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項中「公益法人等への職員等の派遣等に関する規則」を「公益的法人等への職員等の派遣等に関する規則」に、「公益法人等派遣規則」を「公益的法人等派遣規則」に改める。

第15条第1項中「公益法人等への職員等の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への職員等の派遣等に関する条例」に、「公益法人等派遣条例」を「公益的法人等派遣条例」に、「公益法人等派遣職員」を「公益的法人等派遣職員」に、「公益法人等派遣規則」を「公益的法人等派遣規則」に改める。

第22条第1項中「公益法人等派遣条例」を「公益的法人等派遣条例」に改める。

第22条の2第1項を削り、同条第2項を同条とする。

第26条の3第1項中「公益法人等派遣条例」を「公益的法人等派遣条例」に改め、同項第2号中「公益法人等」を「公益的法人等」に改め、同条第2項及び第3項中「公益法人等派遣職員」を「公益的法人等派遣職員」に改める。

別記様式第6号の注書第2項第1号の表第6項中「公益法人等派遣条例上」を「公益的法人等派遣条例上」に、「公益法人等への職員等の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への職員等の派遣等に関する条例」に改め、同表第23項中「公益法人等への職員等の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への職員等の派遣等に関する条例」に改める。

別記様式第15号の3を次のように改める。

様式第15号の3 削除

別記様式第20号の3中「公益法人等への職員等の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への職員等の派遣等に関する条例」に、「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」を「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」に改める。

別記様式第21号及び別記様式第21号の2中「山形県知事 殿」を「総務部長 殿」に改める。

附 則

この訓令は、平成20年12月1日から施行する。

## 告 示

### 山形県告示第1013号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項の規定により、指定代理納付者を次のとおり指定した。

平成20年11月28日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 指定代理納付者の名称及び住所  
ヤフー株式会社  
東京都港区六本木六丁目10番1号
- 2 指定代理納付者に納付させることができる歳入  
ふるさとやまがた寄附金（インターネットを利用して納付されるものに限る。）
- 3 指定代理納付者による歳入の納付の事務の開始の日  
平成20年12月1日

### 山形県告示第1014号

平成15年6月県告示第640号（特別保護地区内における鳥獣の保護繁殖上一般に支障がないと認められる行為の指定）の一部を次のように改正し、平成20年12月1日から施行する。

平成20年11月28日

山形県知事 齋 藤 弘

第4項第9号中「民法（明治29年法律第89号）第34条の規定により設置された法人」を「一般社団法人若しくは一般財団法人」に改める。

## 山形県告示第1015号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成20年11月28日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定居宅サービス事業者の名称及び所在地               | 事業所の名称及び所在地                       | 居宅サービスの種類 | 廃止年月日    |
|-----------------------------------|-----------------------------------|-----------|----------|
| 特定非営利活動法人あすなるの会<br>米沢市窪田町窪田1400番地 | あすなる矢来デイサービスセンター<br>米沢市矢来三丁目2番16号 | 通所介護      | 平成20.4.1 |

## 山形県告示第1016号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成20年11月28日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定介護予防サービス事業者の名称及び所在地             | 事業所の名称及び所在地                       | 介護予防サービスの種類 | 廃止年月日    |
|-----------------------------------|-----------------------------------|-------------|----------|
| 特定非営利活動法人あすなるの会<br>米沢市窪田町窪田1400番地 | あすなる矢来デイサービスセンター<br>米沢市矢来三丁目2番16号 | 介護予防通所介護    | 平成20.4.1 |

## 山形県告示第1017号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成20年11月28日

山形県知事 齋 藤 弘

- 基本測量を実施する地域  
新庄市、最上郡金山町、最上郡最上町、最上郡真室川町、最上郡大蔵村
- 基本測量を実施する期間  
平成20年12月3日から平成21年3月31日まで
- 作業の種類  
基本測量（電子基準点への標高取付水準測量）

## 山形県告示第1018号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成20年11月28日

山形県知事 齋 藤 弘

- 基本測量を実施する地域  
新庄市、最上郡金山町、最上郡最上町、最上郡舟形町
- 基本測量を実施する期間  
平成20年12月3日から平成21年3月31日まで
- 作業の種類  
基本測量（精密測地網高精度三次元測量）

## 山形県告示第1019号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成20年11月28日から同年12月11日まで縦覧に供する。

平成20年11月28日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 白石上山線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                                 | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員                | 延長         |
|-----------------------------------|---|------|----------------------|------------|
| 上山市旭町二丁目171番2から<br>同 旭町一丁目359番3まで |   | 旧    | 12.0メートル<br>ゝ<br>8.4 | メートル<br>55 |
| 同                                 | 上 | 新    | 13.2メートル<br>ゝ<br>8.4 | 同上         |

## 山形県告示第1020号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成20年11月28日から同年12月11日まで縦覧に供する。

平成20年11月28日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 山形永野線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                              | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員                 | 延長          |
|--------------------------------|---|------|-----------------------|-------------|
| 山形市大字岩波字浅布1244番から<br>同 434番6まで |   | 旧    | 14.0メートル<br>ゝ<br>6.0  | メートル<br>607 |
| 同                              | 上 | 新    | 14.0メートル<br>ゝ<br>6.0  | 同上          |
| 同                              | 上 |      | 35.0メートル<br>ゝ<br>15.0 | メートル<br>633 |

## 山形県告示第1021号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成20年12月1日から同月14日まで縦覧に供する。

平成20年11月28日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 山形山辺線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区               | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員    | 延 長     |
|-----------------|---|------|----------|---------|
| 山形市陣場二丁目156番1から |   | 旧    | 22.0メートル | 283メートル |
| 同 陣場三丁目191番17まで |   |      | 7.4      |         |
| 同               | 上 | 新    | 26.8メートル | 同上      |
|                 |   |      | 12.4     |         |

## 山形県告示第1022号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成20年12月1日から同月14日まで縦覧に供する。

平成20年11月28日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 路線名 山形山辺線
- 2 供用開始の区間 山形市陣場二丁目156番1から  
同 陣場三丁目191番17まで
- 3 供用開始の期日 平成20年12月1日

## 山形県告示第1023号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成20年11月28日から同年12月11日まで縦覧に供する。

平成20年11月28日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 原中川停車場線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                  | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員    | 延 長     |
|--------------------|---|------|----------|---------|
| 南陽市大字元中山字代2232番6から |   | 旧    | 33.0メートル | 117メートル |
| 同 177番1まで          |   |      | 10.0     |         |
| 同                  | 上 | 新    | 33.0メートル | 同上      |
|                    |   |      | 10.0     |         |
| 同                  | 上 |      | 33.0メートル | 129メートル |
|                    |   |      | 10.0     |         |

## 山形県告示第1024号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成20年11月28日から同年12月11日まで縦覧に供する。

平成20年11月28日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 路線名 山形南陽線
- 2 供用開始の区間 南陽市金山字原二4174番から  
同 字八幡山4971番41まで
- 3 供用開始の期日 平成20年11月28日

山形県告示第1025号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成20年11月28日から同年12月11日まで縦覧に供する。

平成20年11月28日

山形県知事 齋藤 弘

- 1 路線名 原中川停車場線
- 2 供用開始の区間 南陽市大字元中山字代2231番1から  
同 177番1まで
- 3 供用開始の期日 平成20年11月28日

山形県告示第1026号

山形県県営住宅条例（昭和37年3月県条例第23号）第11条第2項及び第3項の規定により、公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号）第2条第1項第4号に規定する数値（以下「利便性係数」という。）及び同条例第11条第1項ただし書に規定する近傍同種の住宅の家賃を次のように定め、平成21年4月1日から施行し、平成19年12月県告示第1147号（県営住宅の利便性係数及び近傍同種の住宅の家賃）は、平成21年3月31日限り廃止する。

平成20年11月28日

山形県知事 齋藤 弘

| 住 宅 名        | 1戸当たり<br>住戸専用面積 | 利便性係数 | 近傍同種の<br>住宅の家賃 | 摘 要  |
|--------------|-----------------|-------|----------------|------|
|              | 平方メートル          |       | 円              |      |
| 県営鈴川第2アパート1号 | 44.4            | 0.97  | 19,800         |      |
| 県営鈴川第2アパート2号 | 44.4            | 0.97  | 19,800         | 風呂無し |
| 県営鈴川第2アパート3号 | 44.4            | 0.97  | 19,200         | 風呂無し |
| 県営鈴川第2アパート4号 | 44.4            | 0.97  | 19,800         | 風呂無し |
| 県営鈴川第2アパート5号 | 44.4            | 0.97  | 19,800         | 風呂無し |
| 県営五十鈴アパート1号  | 51.2            | 0.97  | 19,200         | 風呂無し |
| 県営五十鈴アパート2号  | 51.2            | 0.97  | 26,300         | 風呂無し |
| 県営五十鈴アパート3号  | 51.2            | 0.97  | 26,300         | 風呂無し |
| 県営飯塚アパート1号   | 53.5            | 0.91  | 26,300         | 風呂無し |
| 県営飯塚アパート2号   | 53.5            | 0.91  | 26,300         | 風呂無し |
| 県営南山形アパート1号  | 49.6            | 0.87  | 32,800         | 風呂無し |
| 県営南山形アパート2号  | 63.1            | 0.95  | 51,900         |      |
| 県営南山形アパート3号  | 49.6            | 0.95  | 62,200         |      |
| 県営南山形アパート4号  | 63.1            | 0.95  | 51,800         |      |
| 県営南山形アパート5号  | 51.3            | 0.95  | 61,600         |      |
| 県営南山形アパート6号  | 51.3            | 0.95  | 67,000         |      |
| 県営南山形アパート7号  | 64.8            | 0.95  | 79,500         |      |
| 県営南山形アパート8号  | 39.9            | 0.93  | 15,900         |      |
| 県営南山形アパート9号  | 51.3            | 0.95  | 67,000         |      |
| 県営南山形アパート10号 | 64.8            | 0.95  | 79,500         |      |

|              |      |      |         |
|--------------|------|------|---------|
| 県営馬見ヶ崎アパート1号 | 59.3 | 0.97 | 35,900  |
| 県営馬見ヶ崎アパート2号 | 59.3 | 0.97 | 35,900  |
| 県営松町アパート1号   | 57.1 | 0.98 | 42,500  |
|              | 58.4 | 0.98 | 43,500  |
|              | 63.9 | 0.98 | 47,000  |
|              | 71.5 | 0.98 | 51,900  |
| 県営松町アパート2号   | 61.0 | 0.98 | 43,100  |
|              | 64.2 | 0.98 | 45,000  |
| 県営宮町アパート1号   | 66.5 | 0.98 | 43,500  |
| 県営宮町アパート2号   | 66.5 | 0.98 | 46,100  |
| 県営宮町アパート3号   | 62.6 | 0.98 | 45,700  |
|              | 64.2 | 0.98 | 46,200  |
| 県営宮町アパート4号   | 62.6 | 0.98 | 46,200  |
|              | 64.2 | 0.98 | 46,700  |
| 県営深町アパート1号   | 62.6 | 0.98 | 45,600  |
|              | 64.2 | 0.98 | 46,200  |
| 県営深町アパート2号   | 62.6 | 0.98 | 45,300  |
|              | 64.2 | 0.98 | 45,900  |
| 県営深町アパート3号   | 62.6 | 0.98 | 45,300  |
|              | 64.2 | 0.98 | 45,900  |
| 県営深町アパート4号   | 62.6 | 0.98 | 43,000  |
|              | 64.2 | 0.98 | 43,600  |
| 県営きたまちアパート1号 | 66.5 | 0.99 | 71,600  |
|              | 69.9 | 0.99 | 78,900  |
|              | 73.1 | 0.99 | 82,100  |
| 県営きたまちアパート2号 | 66.5 | 0.99 | 71,600  |
|              | 69.9 | 0.99 | 78,900  |
|              | 73.1 | 0.99 | 82,100  |
| 県営きたまちアパート3号 | 66.5 | 0.99 | 71,600  |
| 県営あたごアパート    | 71.9 | 1.01 | 104,200 |
| 県営東山住宅       | 58.6 | 0.92 | 98,400  |
|              | 61.5 | 0.92 | 101,300 |
|              | 70.9 | 0.92 | 110,700 |
| 県営十日町アパート    | 53.9 | 1.05 | 81,600  |
|              | 54.0 | 1.05 | 81,700  |
|              | 55.1 | 1.05 | 82,600  |
|              | 65.6 | 1.05 | 90,600  |
|              | 65.7 | 1.05 | 90,700  |
| 県営通町アパート1号   | 49.5 | 0.93 | 36,900  |
| 県営通町アパート2号   | 49.6 | 0.92 | 21,100  |
| 県営通町アパート3号   | 49.6 | 0.92 | 21,100  |
| 県営太田町アパート1号  | 60.3 | 0.96 | 94,600  |
|              | 74.0 | 0.96 | 111,800 |
| 県営太田町アパート2号  | 60.3 | 0.96 | 94,600  |
|              | 74.0 | 0.96 | 111,800 |
| 県営太田町アパート3号  | 60.3 | 0.96 | 94,100  |
|              | 74.0 | 0.96 | 111,100 |
| 県営太田町アパート4号  | 60.3 | 0.96 | 94,100  |
|              | 74.0 | 0.96 | 111,100 |

|              |      |      |         |      |
|--------------|------|------|---------|------|
| 県営春日アパート1号   | 57.1 | 0.98 | 43,800  |      |
|              | 58.4 | 0.98 | 44,900  |      |
|              | 63.9 | 0.98 | 48,500  |      |
| 県営春日アパート2号   | 61.0 | 0.98 | 44,800  |      |
|              | 64.2 | 0.98 | 46,800  |      |
| 県営春日アパート3号   | 61.5 | 1.00 | 93,900  |      |
|              | 75.6 | 1.00 | 108,200 |      |
| 県営中田第1アパート1号 | 54.7 | 0.98 | 77,200  |      |
|              | 68.2 | 0.98 | 91,000  |      |
| 県営中田第1アパート2号 | 55.4 | 0.98 | 78,000  |      |
|              | 68.8 | 0.98 | 91,900  |      |
| 県営中田第1アパート3号 | 56.4 | 0.98 | 78,500  |      |
|              | 69.9 | 0.98 | 92,600  |      |
| 県営中田第1アパート4号 | 62.1 | 0.98 | 92,100  |      |
|              | 75.4 | 0.98 | 106,300 |      |
| 県営中田第1アパート5号 | 62.1 | 0.98 | 92,200  |      |
|              | 75.4 | 0.98 | 106,600 |      |
| 県営中田第1アパート6号 | 62.1 | 0.98 | 92,200  |      |
|              | 75.4 | 0.98 | 106,600 |      |
| 県営中田第2アパート1号 | 54.6 | 0.96 | 31,700  |      |
|              |      | 0.92 | 31,700  | 風呂無し |
| 県営中田第2アパート2号 | 55.7 | 0.96 | 32,000  |      |
|              |      | 0.92 | 32,000  | 風呂無し |
| 県営玉の木アパート    | 55.7 | 0.97 | 38,700  |      |
| 県営成島アパート1号   | 58.0 | 0.97 | 43,600  |      |
| 県営成島アパート2号   | 61.0 | 0.97 | 49,100  |      |
|              | 64.2 | 0.97 | 51,200  |      |
| 県営米沢中央アパート1号 | 68.7 | 1.06 | 52,900  |      |
| 県営米沢中央アパート2号 | 68.7 | 1.06 | 52,900  |      |
| 県営相生アパート1号   | 69.2 | 1.00 | 84,500  |      |
| 県営相生アパート2号   | 72.9 | 1.00 | 89,500  |      |
| 県営相生アパート3号   | 72.9 | 1.00 | 95,500  |      |
| 県営大西町アパート1号  | 58.1 | 1.01 | 42,100  |      |
| 県営大西町アパート2号  | 58.1 | 1.01 | 42,200  |      |
| 県営美原アパート1号   | 74.2 | 1.04 | 60,400  |      |
| 県営美原アパート2号   | 40.5 | 1.04 | 45,000  |      |
|              | 77.0 | 1.04 | 61,700  |      |
| 県営美原アパート3号   | 40.5 | 1.04 | 47,100  |      |
|              | 77.0 | 1.04 | 64,700  |      |
| 県営美原アパート4号   | 44.4 | 1.04 | 45,800  |      |
|              | 79.4 | 1.04 | 63,800  |      |
| 県営東部アパート1号   | 55.7 | 1.02 | 36,000  |      |
| 県営東部アパート2号   | 55.7 | 1.02 | 36,000  |      |
|              |      | 0.98 | 36,000  | 風呂無し |
| 県営東部アパート3号   | 58.0 | 1.02 | 37,400  |      |
| 県営稲生住宅       | 43.5 | 0.91 | 15,100  |      |
| 県営茅原アパート1号   | 63.5 | 0.99 | 45,400  |      |
| 県営茅原住宅       | 63.5 | 0.99 | 45,400  |      |
| 県営茅原アパート2号   | 58.4 | 0.99 | 46,000  |      |

|             |      |      |         |      |
|-------------|------|------|---------|------|
|             | 63.9 | 0.99 | 49,800  |      |
|             | 71.5 | 0.99 | 55,000  |      |
| 県営茅原アパート3号  | 61.0 | 0.99 | 51,600  |      |
|             | 64.2 | 0.99 | 53,900  |      |
| 県営城南アパート1号  | 62.6 | 1.00 | 50,700  |      |
|             | 64.2 | 1.00 | 51,400  |      |
| 県営城南アパート2号  | 62.6 | 1.00 | 50,700  |      |
|             | 64.2 | 1.00 | 51,400  |      |
| 県営末広アパート1号  | 69.3 | 1.01 | 96,400  |      |
| 県営末広アパート2号  | 69.3 | 1.01 | 96,400  |      |
| 県営末広アパート3号  | 69.3 | 1.01 | 96,400  |      |
| 県営川南アパート1号  | 51.2 | 0.99 | 70,200  |      |
| 県営川南アパート2号  | 51.2 | 0.99 | 71,400  |      |
| 県営川南住宅3号    | 54.6 | 0.99 | 80,800  |      |
| 県営川南住宅4号    | 54.6 | 0.97 | 32,800  |      |
|             |      | 0.93 | 32,800  | 風呂無し |
| 県営川南アパート5号  | 55.7 | 0.97 | 33,300  |      |
| 県営こがねアパート1号 | 63.5 | 1.01 | 44,200  |      |
| 県営こがね住宅     | 63.5 | 1.01 | 44,200  |      |
| 県営こがねアパート2号 | 58.4 | 1.01 | 42,700  |      |
|             | 63.9 | 1.01 | 46,100  |      |
|             | 71.5 | 1.01 | 50,900  |      |
| 県営こがねアパート3号 | 61.0 | 1.01 | 47,000  |      |
|             | 69.5 | 1.01 | 49,100  |      |
| 県営東泉アパート1号  | 61.0 | 1.01 | 48,000  |      |
|             | 64.2 | 1.01 | 50,100  |      |
| 県営東泉アパート2号  | 62.6 | 1.01 | 52,400  |      |
|             | 64.2 | 1.01 | 53,000  |      |
| 県営東泉アパート3号  | 62.6 | 1.01 | 52,700  |      |
|             | 64.2 | 1.01 | 53,300  |      |
| 県営鳥海アパート1号  | 53.5 | 1.00 | 81,900  |      |
|             | 69.2 | 1.00 | 99,100  |      |
| 県営鳥海アパート2号  | 53.5 | 1.00 | 82,000  |      |
|             | 69.2 | 1.00 | 99,100  |      |
| 県営鳥海アパート3号  | 54.5 | 1.00 | 105,900 |      |
|             | 56.1 | 1.00 | 107,300 |      |
|             | 65.4 | 1.00 | 119,500 |      |
|             | 67.0 | 1.00 | 120,900 |      |
|             | 70.2 | 1.00 | 124,900 |      |
| 県営新橋アパート    | 53.9 | 1.02 | 89,500  |      |
|             | 68.2 | 1.02 | 107,000 |      |
| 県営北新町アパート   | 55.0 | 1.01 | 67,800  |      |
|             | 64.3 | 1.01 | 74,900  |      |
| 県営三吉町アパート1号 | 51.2 | 0.94 | 29,200  |      |
|             |      | 0.90 | 29,200  | 風呂無し |
| 県営三吉町アパート2号 | 54.6 | 0.94 | 32,900  |      |
|             |      | 0.90 | 32,900  | 風呂無し |
| 県営三吉町アパート3号 | 55.7 | 0.94 | 35,100  |      |
| 県営金沢住宅      | 43.5 | 0.92 | 14,500  |      |

|              |      |      |         |      |
|--------------|------|------|---------|------|
| 県営若葉東アパート1号  | 62.8 | 0.93 | 41,300  |      |
| 県営若葉東アパート2号  | 63.5 | 0.93 | 41,700  |      |
| 県営若葉東アパート3号  | 57.1 | 0.93 | 43,200  |      |
|              | 58.4 | 0.93 | 44,300  |      |
|              | 63.9 | 0.93 | 47,900  |      |
| 県営南寒河江アパート1号 | 62.6 | 0.97 | 50,400  |      |
|              | 64.2 | 0.97 | 50,900  |      |
| 県営南寒河江アパート2号 | 62.6 | 0.97 | 51,500  |      |
|              | 64.2 | 0.97 | 52,000  |      |
| 県営塩水アパート1号   | 57.0 | 0.98 | 82,200  |      |
|              | 70.7 | 0.98 | 98,100  |      |
| 県営塩水アパート2号   | 57.0 | 0.98 | 82,200  |      |
|              | 70.7 | 0.98 | 98,100  |      |
| 県営塩水アパート3号   | 57.0 | 0.98 | 82,200  |      |
|              | 70.7 | 0.98 | 98,100  |      |
| 県営塩水アパート4号   | 57.0 | 0.98 | 80,400  |      |
|              | 70.7 | 0.98 | 95,900  |      |
| 県営塩水アパート5号   | 57.0 | 0.98 | 80,400  |      |
|              | 70.7 | 0.98 | 95,900  |      |
| 県営塩水アパート6号   | 57.0 | 0.98 | 80,400  |      |
|              | 70.7 | 0.98 | 95,900  |      |
| 県営土屋倉アパート1号  | 51.8 | 0.98 | 34,800  |      |
|              |      | 0.94 | 34,800  | 風呂無し |
| 県営土屋倉アパート2号  | 51.8 | 0.98 | 34,600  |      |
|              |      | 0.94 | 34,600  | 風呂無し |
| 県営土屋倉アパート3号  | 53.7 | 0.98 | 35,500  |      |
|              |      | 0.94 | 35,500  | 風呂無し |
| 県営金生アパート     | 44.4 | 0.98 | 14,900  |      |
| 県営鷲ヶ袋アパート1号  | 54.6 | 0.98 | 32,200  |      |
|              |      | 0.94 | 32,200  | 風呂無し |
| 県営鷲ヶ袋アパート2号  | 55.7 | 0.98 | 35,800  |      |
|              |      | 0.94 | 35,800  | 風呂無し |
| 県営長清水アパート1号  | 69.4 | 0.98 | 102,200 |      |
| 県営長清水アパート2号  | 69.4 | 0.98 | 102,200 |      |
| 県営長清水アパート3号  | 67.7 | 0.98 | 101,500 |      |
| 県営長清水アパート4号  | 67.7 | 0.98 | 101,500 |      |
| 県営長清水アパート5号  | 67.7 | 0.98 | 101,500 |      |
| 県営長清水アパート6号  | 70.1 | 0.98 | 104,700 |      |
| 県営長清水アパート7号  | 70.1 | 0.98 | 104,700 |      |
| 県営長清水アパート8号  | 70.1 | 0.98 | 107,400 |      |
| 県営長清水アパート9号  | 70.1 | 0.98 | 107,400 |      |
| 県営楯岡アパート     | 54.6 | 0.98 | 33,200  |      |
|              |      | 0.94 | 33,200  | 風呂無し |
| 県営楯岡中町アパート   | 63.7 | 0.99 | 88,700  |      |
| 県営小出アパート1号   | 55.7 | 0.97 | 35,600  |      |
| 県営小出アパート2号   | 58.0 | 0.97 | 37,600  |      |
| 県営成田アパート     | 58.4 | 0.92 | 42,000  |      |
|              | 63.9 | 0.92 | 45,400  |      |
|              | 71.5 | 0.92 | 50,100  |      |

|              |      |      |         |
|--------------|------|------|---------|
| 県営屋城町アパート    | 61.4 | 0.98 | 82,700  |
|              | 61.8 | 0.98 | 83,000  |
|              | 72.2 | 0.98 | 97,300  |
| 県営日光アパート1号   | 55.5 | 0.98 | 74,500  |
|              | 62.9 | 0.98 | 84,200  |
| 県営日光アパート2号   | 55.5 | 0.98 | 76,300  |
|              | 62.9 | 0.98 | 85,900  |
| 県営日光アパート3号   | 55.5 | 0.98 | 79,200  |
|              | 62.9 | 0.98 | 88,200  |
| 県営日光アパート4号   | 55.5 | 0.98 | 81,500  |
|              | 62.9 | 0.98 | 91,700  |
| 県営日光アパート5号   | 55.5 | 0.98 | 84,400  |
|              | 62.9 | 0.98 | 95,000  |
| 県営長岡アパート1号   | 63.4 | 1.00 | 94,400  |
|              | 75.9 | 1.00 | 109,200 |
| 県営長岡アパート2号   | 63.4 | 1.00 | 94,400  |
|              | 75.9 | 1.00 | 109,200 |
| 県営長岡アパート3号   | 58.3 | 1.00 | 83,500  |
|              | 70.6 | 1.00 | 97,400  |
| 県営長岡アパート4号   | 58.3 | 1.00 | 83,500  |
|              | 70.6 | 1.00 | 97,400  |
| 県営交り江アパート1号  | 62.8 | 0.98 | 45,200  |
| 県営交り江アパート2号  | 62.8 | 0.98 | 45,200  |
| 県営天童駅西アパート1号 | 61.0 | 1.00 | 47,800  |
|              | 64.2 | 1.00 | 50,000  |
| 県営天童駅西アパート2号 | 61.0 | 1.00 | 47,800  |
|              | 64.2 | 1.00 | 50,000  |
| 県営天童駅西アパート3号 | 61.0 | 1.00 | 48,000  |
|              | 64.2 | 1.00 | 50,100  |
| 県営天童駅南アパート1号 | 66.5 | 1.02 | 57,000  |
| 県営天童駅南アパート2号 | 66.5 | 1.02 | 57,000  |
|              | 69.9 | 1.02 | 62,400  |
|              | 73.1 | 1.02 | 64,900  |
| 県営天童南部アパート1号 | 66.3 | 1.01 | 99,000  |
|              | 70.1 | 1.01 | 102,200 |
|              | 77.6 | 1.01 | 113,700 |
|              | 79.9 | 1.01 | 114,000 |
| 県営天童南部アパート2号 | 70.1 | 1.01 | 102,200 |
|              | 79.9 | 1.01 | 114,000 |
| 県営天童南部アパート3号 | 66.3 | 1.01 | 99,000  |
|              | 77.6 | 1.01 | 113,700 |
|              | 79.9 | 1.01 | 114,000 |
| 県営天童南部アパート4号 | 70.1 | 1.01 | 99,100  |
|              | 79.9 | 1.01 | 110,700 |
| 県営天童南部アパート5号 | 70.1 | 1.01 | 99,100  |
|              | 79.9 | 1.01 | 110,700 |
| 県営東根中央アパート1号 | 62.6 | 1.03 | 50,700  |
|              | 64.2 | 1.03 | 51,200  |
| 県営東根中央アパート2号 | 62.6 | 1.03 | 50,900  |

|              |      |      |         |                         |
|--------------|------|------|---------|-------------------------|
|              | 64.2 | 1.03 | 51,600  |                         |
| 県営東根中央アパート3号 | 62.6 | 1.03 | 51,800  |                         |
|              | 64.2 | 1.03 | 52,500  |                         |
| 県営尾花沢アパート    | 62.6 | 1.00 | 54,400  |                         |
|              | 64.2 | 1.00 | 55,100  |                         |
| 県営関口アパート1号   | 57.2 | 0.94 | 76,400  |                         |
|              | 68.0 | 0.94 | 85,700  |                         |
| 県営関口アパート2号   | 57.3 | 0.94 | 92,700  |                         |
|              | 68.3 | 0.94 | 104,200 |                         |
|              | 68.6 | 0.94 | 106,500 |                         |
| 県営関口アパート3号   | 57.3 | 0.94 | 89,000  |                         |
|              | 57.7 | 0.94 | 90,100  |                         |
| 県営桜木アパート1号   | 59.3 | 0.99 | 36,400  |                         |
| 県営桜木アパート2号   | 59.3 | 0.99 | 36,400  |                         |
| 県営芦沢アパート     | 52.8 | 0.89 | 23,200  |                         |
| 県営近江アパート1号   | 62.6 | 0.99 | 53,500  |                         |
|              | 64.2 | 0.99 | 54,100  |                         |
| 県営近江アパート2号   | 64.6 | 0.99 | 65,400  |                         |
| 県営近江アパート3号   | 64.6 | 0.99 | 65,400  |                         |
| 県営中原アパート1号   | 53.4 | 0.98 | 86,400  |                         |
|              | 69.4 | 0.98 | 106,200 |                         |
| 県営中原アパート2号   | 53.4 | 0.98 | 86,900  |                         |
|              | 69.4 | 0.98 | 106,900 |                         |
| 県営長崎アパート     | 62.8 | 0.96 | 40,400  |                         |
| 県営谷地アパート1号   | 59.3 | 0.92 | 37,000  |                         |
| 県営谷地アパート2号   | 71.1 | 0.94 | 101,000 |                         |
| 県営左沢アパート     | 59.3 | 0.87 | 40,800  |                         |
| 県営大石田アパート    | 59.4 | 0.91 | 43,000  |                         |
| 県営あけぼのアパート   | 50.3 | 0.91 | 64,500  |                         |
|              | 56.8 | 0.91 | 68,700  |                         |
|              | 63.7 | 0.91 | 76,100  |                         |
|              | 70.3 | 0.91 | 81,800  |                         |
| 県営糠野目アパート    | 51.2 | 0.95 | 32,700  |                         |
|              |      | 0.91 | 32,700  | 風呂無し                    |
| 県営糠野目第2アパート  | 62.6 | 0.94 | 50,200  |                         |
|              | 64.2 | 0.94 | 50,800  |                         |
| 県営大町アパート     | 58.0 | 0.92 | 42,100  |                         |
| 県営館之北アパート    | 53.3 | 0.89 | 57,100  |                         |
|              | 67.4 | 0.89 | 69,300  |                         |
|              | 70.7 | 0.89 | 72,100  |                         |
| 県営小国アパート1号   | 58.0 | 0.86 | 37,800  |                         |
| 県営小国アパート2号   | 59.4 | 0.86 | 40,400  |                         |
| 県営白鷹アパート     | 55.7 | 0.88 | 41,800  |                         |
| 県営宝前町住宅      | 74.1 | 0.87 | 61,200  | 平成元年度 <sup>しゅん</sup> 竣工 |
|              | 77.0 | 0.87 | 63,600  | 同                       |
|              | 77.8 | 0.87 | 64,300  | 同                       |
|              | 74.1 | 0.87 | 60,200  | 平成2年度 <sup>しゅん</sup> 竣工 |
|              | 77.0 | 0.87 | 62,500  | 同                       |
|              | 77.8 | 0.87 | 63,200  | 同                       |

|             |      |      |         |
|-------------|------|------|---------|
| 県営あらとアパート1号 | 74.4 | 0.95 | 105,600 |
| 県営あらとアパート2号 | 77.9 | 0.95 | 111,400 |
| 県営飯豊アパート    | 59.4 | 0.93 | 45,500  |
| 県営狩川アパート    | 58.0 | 0.82 | 37,800  |
| 県営余目アパート    | 62.6 | 0.85 | 51,600  |
|             | 64.2 | 0.85 | 52,300  |
| 県営遊佐アパート    | 59.3 | 0.89 | 41,200  |

## 山形県告示第1027号

次の開発行為は、完了した。

平成20年11月28日

山形県知事 齋 藤 弘

- 許可番号  
平成20年11月6日 指令置総建第70号
- 工区に含まれる地域の名称  
第一工区  
西置賜郡小国町大字小国町字元諏訪一6番3の一部  
西置賜郡小国町大字小国町字元諏訪二29番7、32番10  
西置賜郡小国町大字岩井沢字新堰下605番21  
西置賜郡小国町大字岩井沢字新堰下一133番10、133番10先
- 許可を受けた者の所在地及び名称  
西置賜郡小国町大字町原93番地1  
山和建設株式会社 代表取締役 小山 和夫

## 議 会 関 係

### 訓 令

## 山形県議会訓令第5号

議 会 事 務 局

山形県議会事務局文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成20年11月28日

山形県議会議長 阿 部 信 矢

山形県議会事務局文書管理規程の一部を改正する訓令

山形県議会事務局文書管理規程（昭和42年3月県議会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第3条の見出し中「書式」を「書式等」に改め、同条に次の1項を加える。

- 文書を作成するときは、常用漢字表（昭和56年内閣告示第1号）、現代仮名遣い（昭和61年内閣告示第1号）及び送り仮名の付け方（昭和48年内閣告示第2号）により平易、簡素、かつ、明確に表現するように努めなければならない。

第4条第1項中「及び室」を「（図書室を含む。以下同じ。）」に改め、「1名」を削り、同条第2項中「室長補佐」を「課長補佐に準ずる職にある者」に、「及び室長」を「（図書室長を含む。以下同じ。）」に改め、同条第3項中「文書取扱者」を「文書取扱担当者」に改め、同条第4項中「及び室に文書取扱者1名」を「に文書取扱担当者」に改め、同条第5項中「文書取扱者は、課長及び室長」を「文書取扱担当者は、課長」に改め、同条第6項中「文書取扱者は、課又は室における文書の配布」を「文書取扱担当者は、文書取扱主任者の指示を受けて文書の収受」に、「保管等」を「整理及び保存」に、「担当する」を「処理する」に改める。

第5条の前の見出し中「収受及び」を削り、同条を次のように改める。

第5条 文書（電子文書を除く。）の送達を受けたときは、総務課において封皮により主務課を確認し、直ちに主務課の文書取扱担当者に配付しなければならない。ただし、封皮のみでは主務課が確認できないものについて

は、開封の上、封皮を添えて配付するものとする。

2 書留の取扱いによる文書の送達を受けたときは、総務課において、封皮に受付日付印（別記様式第2号）を押し、書留文書送達簿（別記様式第3号）に所要事項を記入し、主務課の文書取扱担当者に配付する際に受領印を書留文書送達簿に徴しなければならない。

3 総合行政ネットワーク文書の送達を受けたときは、直ちに山形県基幹高速通信ネットワークで運用される電子メールにより主務課の文書取扱担当者に配付しなければならない。

第5条の2中「文書取扱者」を「文書取扱担当者」に改め、同条を第5条の3とし、第5条の次に次の1条を加える。

第5条の2 文書取扱担当者は、文書の配付を受けたとき及び直接文書の送達を受けたときは、收受の手続をとる必要がないと文書取扱主任者が認める文書を除き、当該文書の余白（電子文書にあつては、当該文書を用紙に出力したものの余白）に受付日付印を押さなければならない。

2 直接文書の送達を受けた者は、前項の規定の例により当該文書を收受しなければならない。

第6条を次のように改める。

（收受した文書の処理）

第6条 文書取扱担当者（直接文書の送達を受けた者を含む。）は、收受した文書で許可、認可等に関する文書、不服申立書その他特に重要なものについては、文書取扱主任者に、その他の文書については、担当者又は名あて者に配付しなければならない。

2 文書取扱主任者は、前項の規定により文書の配付を受けたときは、收受文書管理簿（別記様式第4号）に所要事項を記入し、定例なものを除き、課長（陳情の文書については、政策調査室長）に提示して処理上の指示を受け、担当者に配付しなければならない。

第7条中第1項を削り、第2項を第1項とし、第3項から第7項までを1項ずつ繰り上げる。

第8条第1項中「すべての」を削り、「起案文書」を「起案文書（以下「決裁文書」という。）」に改める。

第9条を次のように改める。

（執行）

第9条 特に定めのあるほか、決裁文書に基づいて施行する文書（以下「施行文書」という。）には、記号（電子決裁システムを使用した文書にあつては、電子決裁システムにより付される記号）及び会計年度による一連番号を付けなければならない。ただし、次に掲げる文書については、記号及び番号を省略することができる。

(1) 辞令、賞状、契約書その他これらに類する文書

(2) 前号の文書以外の文書で、県の機関に対して発するもの（議長名又は事務局長名で発するもの及びその内容が特に重要なものを除く。）

(3) 第1号の文書以外の文書で、県の機関以外の者に発するもののうち次のいずれかに該当するもの

イ 公印が押印されている文書の送付文書

ロ 刊行物、資料等の送付文書

ハ 単なる事実を事務上の参考として通知する文書

2 文書（電子決裁システムを使用した文書を除く。）の記号は、総務課については「議総」、議事調査課については「議調」、図書室については「議図」を用いるものとする。

3 文書の番号は、次の各号に掲げる区分に従つて、当該各号に定める課が管理しなければならない。

(1) 規則、告示及び訓令に係るもの 総務課

(2) その他の文書に係るもの 主務課

4 施行文書には、施行年月日を記入しなければならない。

5 起案者は、施行文書に番号を付けたときは、当該施行文書に係る番号及び施行年月日を、当該施行文書に係る決裁文書及び文書発信番号簿（別記様式第6号）に転記しなければならない。ただし、電子決裁システムその他の電子情報処理組織により番号が付されるときは、文書発信番号簿に転記することを要しない。

6 施行文書（電子文書を除く。）には、山形県議会公印規程に定める手続に従い公印を押印しなければならない。ただし、発送部数の特に多いものについては、同訓令第8条に規定する手続に従い、公印の押印に代えて公印の印影を印刷し、次に掲げる文書については、公印の押印を省略することができる。

(1) 書簡文書

(2) 書簡文書以外の文書で、県の機関に対して発するもの（議長名又は事務局長名で発するもの及びその内容が特に重要なものを除く。）

(3) 書簡文書以外の文書で、県の機関以外の者に発するもののうち次のいずれかに該当するもの

イ 公印が押印されている文書の送付文書

ロ 刊行物、資料等の送付文書

ハ 単なる事実を事務上の参考として通知する文書

(4) 前3号に掲げる文書のほか、総務課長が特に公印の押印を省略することを適当と認めた文書

7 前項ただし書の規定により公印の押印を省略する場合は、施行文書（書簡文書及び県の機関に対して発するものを除く。）の発信者名の下に「（公印省略）」と表示するものとする。

第9条の2中「執行する文書」を「施行文書」に改める。

第11条第1項中「文書取扱者」を「文書取扱担当者」に改める。

第12条第1項中「未処理の」を「処理の完結していない」に、「保管庫に整理し、保管しなければ」を「適切に整理しておかなければ」に改め、同条第2項中「区分」を「区分その他の事務内容の別による区分」に、「保管庫に収納しておかなければ」を「保管をしておかなければ」に改め、同項第1号中「こと」を「こと（次条第1項第5号に規定する文書及び主務課において常時使用する文書を編てつした簿冊等（同項第1号に規定する文書を編てつした簿冊等を除く。）には、文書索引を付けることを省略することができる。）」に改める。

第13条中「これ」を「主務課においてこれ」に改める。

別記様式第3号中「特殊文書收受簿」を「書留文書送達簿」に改める。

別記様式第4号を次のように改める。

様式第4号

収 受 文 書 管 理 簿

| 収 受<br>年月日 | 発信者 | 題 名 | 担当者 |
|------------|-----|-----|-----|
|            |     |     |     |
|            |     |     |     |
|            |     |     |     |
|            |     |     |     |
|            |     |     |     |
|            |     |     |     |
|            |     |     |     |
|            |     |     |     |

備考 必要に応じて記入事項を追加することができるものとする。

|          |                          |                       |       |  |   |
|----------|--------------------------|-----------------------|-------|--|---|
| 別記様式第5号中 | 起案者<br>所属名<br>職 名<br>氏 名 | 課（室）<br><br>印<br>（電話） | 公印管理者 |  | を |
|          |                          |                       |       |  |   |
|          | 施行上の取扱い                  | 例規 公報登載 官報報告          |       |  |   |

|                          |                            |       |       |  |
|--------------------------|----------------------------|-------|-------|--|
| 起案者<br>所属名<br>職 名<br>氏 名 | 課（室）                       |       | 公印管理者 |  |
|                          | 印<br>（電話）                  |       |       |  |
| 文書取扱主任者                  | 業務総括者                      | 業務管理者 |       |  |
|                          |                            |       |       |  |
| 施行上の取扱い                  | 例規 公報登載 官報報告<br>外部公表 電子メール |       |       |  |

に改め、同様式の備考を同備考第1項

とし、同備考に次の1項を加える。

- 2 業務総括者及び業務管理者とは、山形県議会事務局業務管理規程第3条に規定する業務総括者及び業務管理者をいう。

附 則

この訓令は、平成20年12月1日から施行する。

## 教育委員会関係

### 規 則

教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は専決させる規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年11月28日

山 形 県 教 育 委 員 会  
委 員 長 石 坂 公 成

#### 山形県教育委員会規則第17号

教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は専決させる規則の一部を改正する規則  
教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は専決させる規則（昭和31年11月県教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

- 第4条第1項第13号中「設立許可及び」を削る。

附 則

この規則は、平成20年12月1日から施行する。

山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年11月28日

山 形 県 教 育 委 員 会  
委 員 長 石 坂 公 成

#### 山形県教育委員会規則第18号

山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則  
山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則（昭和40年4月県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

- 第7条第4項中「次」を「沖縄振興開発金融公庫のほか、次」に改め、同項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、同項第4号中「前3号」を「前2号」に改め、同号を同項第3号とする。

別表公傷病の項第1号中「公益法人等への職員等の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への職員等の派遣等に関する条例」に改める。

附 則

この規則は、平成20年12月1日から施行する。

山形県教育委員会の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則を廃止する規則をここに公布する。  
平成20年11月28日

山 形 県 教 育 委 員 会  
委 員 長 石 坂 公 成

山形県教育委員会規則第19号

山形県教育委員会の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則を廃止する規則

山形県教育委員会の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則（昭和45年2月県教育委員会規則第3号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成20年12月1日から施行する。

（特例民法法人に関する経過措置）

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第42条第2項に規定する特例民法法人（以下「特例民法法人」という。）に対する監督については、なお従前の例による。

（山形県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部改正）

3 山形県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成18年2月県教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

|       |                                                          |                            |   |
|-------|----------------------------------------------------------|----------------------------|---|
| 別表第1中 | 山形県教育委員会の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則（昭和45年2月県教育委員会規則第3号）     | 第12条第1号から第6号まで及び第8号        | を |
|       | 山形県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則（平成元年8月県教育委員会規則第12号） | 第13条第1号から第4号まで及び第6号から第8号まで |   |

|                                                          |                            |       |
|----------------------------------------------------------|----------------------------|-------|
| 山形県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則（平成元年8月県教育委員会規則第12号） | 第13条第1号から第4号まで及び第6号から第8号まで | に改める。 |
|----------------------------------------------------------|----------------------------|-------|

|       |                                      |         |   |
|-------|--------------------------------------|---------|---|
| 別表第2中 | 山形県教育委員会の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則     | 第12条第7号 | を |
|       | 山形県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則 | 第13条第5号 |   |

|                                      |         |       |
|--------------------------------------|---------|-------|
| 山形県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則 | 第13条第5号 | に改める。 |
|--------------------------------------|---------|-------|

|       |                                      |                         |   |
|-------|--------------------------------------|-------------------------|---|
| 別表第3中 | 山形県教育委員会の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則     | 第12条第1号、第2号及び第5号から第8号まで | を |
|       | 山形県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則 | 第13条第1号から第6号まで及び第8号     |   |

|                                      |                     |       |
|--------------------------------------|---------------------|-------|
| 山形県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則 | 第13条第1号から第6号まで及び第8号 | に改める。 |
|--------------------------------------|---------------------|-------|

（山形県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部改正に伴う経過措置）

- 4 附則第2項の規定によりなお従前の例によることとされる監督に基づき特例民法法人がその主たる事務所に備付けておかなければならない書類等の作成及び保存については、なお従前の例による。

訓 令

山形県教育委員会訓令第11号

庁 中  
教育機関（県立学校を除く。）

山形県教育委員会職員の人事に関する手続規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成20年11月28日

山 形 県 教 育 委 員 会  
委 員 長 石 坂 公 成

山形県教育委員会職員の人事に関する手続規程の一部を改正する訓令

山形県教育委員会職員の人事に関する手続規程（昭和51年10月県教育委員会訓令第7号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項中「公益法人等への職員等の派遣等に関する規則」を「公益的法人等への職員等の派遣等に関する規則」に、「公益法人等派遣規則」を「公益的法人等派遣規則」に改める。

第15条第1項中「公益法人等への職員の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への職員等の派遣等に関する条例」に、「公益法人等派遣条例」を「公益的法人等派遣条例」に、「公益法人等派遣職員」を「公益的法人等派遣職員」に、「公益法人等派遣規則」を「公益的法人等派遣規則」に改める。

第21条第1項中「公益法人等派遣条例」を「公益的法人等派遣条例」に改める。

第26条の2第1項中「公益法人等派遣条例」を「公益的法人等派遣条例」に改め、同項第2号中「公益法人等」を「公益的法人等」に改め、同条第2項及び第3項中「公益法人等派遣職員」を「公益的法人等派遣職員」に改める。

別記様式第5号注書第4項第1号の表第6項区分の欄中「公益法人等派遣条例」を「公益的法人等派遣条例」に改め、同項記載事項の欄中「公益法人等への職員等の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への職員等の派遣等に関する条例」に改める。

別記様式第28号の2中「公益法人等への職員の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への職員等の派遣等に関する条例」に、「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」を「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」に改める。

附 則

この訓令は、平成20年12月1日から施行する。

## 公安委員会関係

### 規 則

山形県公安委員会の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

平成20年11月28日

山 形 県 公 安 委 員 会  
委 員 長 加 藤 有 倫

山形県公安委員会規則第8号

山形県公安委員会の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則を廃止する規則

山形県公安委員会の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則（昭和59年5月県公安委員会規則第3号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成20年12月1日から施行する。

（特例民法法人に関する経過措置）

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律50号）第42条第2項に規定する特例民法法人の監督については、なお従前の例による。

山形県道路交通規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年11月28日

山 形 県 公 安 委 員 会  
委 員 長 加 藤 有 倫

山形県公安委員会規則第9号

山形県道路交通規則の一部を改正する規則

山形県道路交通規則（昭和49年2月県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別記様式第7号の2中「3 財団法人 4 社団法人」を「3 一般財団法人 4 一般社団法人」に、「定款・寄附行為等」を「定款等」に改める。

附 則

この規則は、平成20年12月1日から施行する。

### 告 示

山形県公安委員会告示第14号

山形県指定自動車教習所規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成20年11月28日

山 形 県 公 安 委 員 会  
委 員 長 加 藤 有 倫

山形県指定自動車教習所規程の一部を改正する規程

山形県指定自動車教習所規程（昭和53年6月県公安委員会告示第15号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第2号中「又は寄附行為」を削る。

附 則

この規程は、平成20年12月1日から施行する。

## 企業局関係

### 規程

#### 山形県企業管理規程第24号

山形県企業局職員の給与の支給に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成20年11月28日

山形県企業管理者 遠藤克二

山形県企業局職員の給与の支給に関する規程の一部を改正する規程

山形県企業局職員の給与の支給に関する規程（昭和29年2月県電気事業管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

第2条の5第4項第1号及び第7号中「公益法人等への職員等の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への職員等の派遣等に関する条例」に改める。

第9条第2号中「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」を「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」に、「公庫、公団等」を「沖縄振興開発金融公庫等」に改める。

附則

この規程は、平成20年12月1日から施行する。

#### 山形県企業管理規程第25号

山形県企業局就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成20年11月28日

山形県企業管理者 遠藤克二

山形県企業局就業規程の一部を改正する規程

山形県企業局就業規程（昭和43年4月県企業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

別表第3公傷病の項中「公益法人等への職員等の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への職員等の派遣等に関する条例」に改める。

附則

この規程は、平成20年12月1日から施行する。

## 病院事業局関係

### 規程

#### 山形県病院事業管理規程第18号

山形県病院事業局就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成20年11月28日

山形県病院事業管理者 野村一芳

山形県病院事業局就業規程の一部を改正する規程

山形県病院事業局就業規程（平成15年3月県病院事業管理規程第17号）の一部を次のように改正する。

別表第3公傷病の項中「公益法人等への派遣等に関する条例」を「公益的法人等への職員等の派遣等に関する条例」に改める。

附則

この規程は、平成20年12月1日から施行する。

#### 山形県病院事業管理規程第19号

山形県病院事業局職員の人事に関する手続規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成20年11月28日

山形県病院事業管理者 野村一芳

山形県病院事業局職員の人事に関する手続規程の一部を改正する規程

山形県病院事業局職員の人事に関する手続規程（平成15年3月県病院事業管理規程第18号）の一部を次のように

改正する。

第13条第1項中「公益法人等への職員等の派遣等に関する規則」を「公益的法人等への職員等の派遣等に関する規則」に改める。

第15条第1項中「公益法人等への職員等の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への職員等の派遣等に関する条例」に、「公益法人等派遣条例」を「公益的法人等派遣条例」に、「公益法人等派遣職員」を「公益的法人等派遣職員」に、「公益法人等への職員等の派遣等に関する規則」を「公益的法人等への職員等の派遣等に関する規則」に改める。

第21条第1項中「公益法人等派遣条例」を「公益的法人等派遣条例」に改める。

第32条第1項中「公益法人等派遣条例」を「公益的法人等派遣条例」に改め、同項第2号中「公益法人等」を「公益的法人等」に改め、同条第2項及び第3項中「公益法人等派遣職員」を「公益的法人等派遣職員」に改める。

別記様式第5号の注書第2項第1号の表第6項中「公益法人等派遣条例上」を「公益的法人等派遣条例上」に、「公益法人等への職員等の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への職員等の派遣等に関する条例」に改め、同表第23項中「公益法人等への職員等の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への職員等の派遣等に関する条例」に改める。

別記様式第35号中「公益法人等への職員等の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への職員等の派遣等に関する条例」に、「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」を「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」に改める。

附 則

この規程は、平成20年12月1日から施行する。

#### 山形県病院事業管理規程第20号

山形県病院事業局職員の給与の支給に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成20年11月28日

山形県病院事業管理者 野 村 一 芳

山形県病院事業局職員の給与の支給に関する規程の一部を改正する規程

山形県病院事業局職員の給与の支給に関する規程（平成15年3月県病院事業管理規程第19号）の一部を次のように改正する。

第10条第4項第1号中「公益法人等への職員等の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への職員等の派遣等に関する条例」に、「公益法人等派遣条例」を「公益的法人等派遣条例」に改め、同項第7号中「公益法人等派遣条例」を「公益的法人等派遣条例」に改める。

第24条第2号中「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」を「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」に、「公庫、公団等」を「沖縄振興開発金融公庫等」に、「地方独立行政法人特定法人」を「地方独立行政法人、特定法人」に改める。

附 則

この規程は、平成20年12月1日から施行する。

## 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

平成20年11月28日

山形県知事 齋 藤 弘

1 申請のあった年月日

平成20年11月13日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

(1) 名 称

特定非営利活動法人 こども総合研究所

## (2) 代表者の氏名

廣田 寛子

## (3) 主たる事務所の所在地

上山市権現堂字北の山353番地 2

## (4) 定款に記載された目的

この法人は、社会適応上の問題を抱える幼児、児童及び保護者に対して、相談、心理発達検査、指導訓練、カウンセリング等に関する事業を行い、関係性改善の為の情報提供に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

平成20年11月28日

山形県知事 齋 藤 弘

## 1 申請のあった年月日

平成20年11月10日

## 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

## (1) 名 称

特定非営利活動法人やまなみ

## (2) 代表者の氏名

大場 武男

## (3) 主たる事務所の所在地

最上郡最上町大字向町644番地の3

## (4) 定款に記載された目的

この法人は、地域住民が自発的に参加し、助け合いと連帯の精神にもとづいて、支援と援助を必要とする人々に、福祉サービスの提供と子育て、文化、芸術の振興を促進する事業等を行い、豊かで、住みよい、生きがいある地域社会を実現し、地域福祉の増進とまちづくりの推進、地域経済の活性化に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により行われた次に掲げる大規模小売店舗に関する変更の届出は、平成20年10月30日をもって撤回された。

平成20年11月28日

山形県知事 齋 藤 弘

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

鶴岡南ショッピングセンター

鶴岡市ほなみ町9番35号

## 2 変更した事項

## (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

| 名 称           | 住 所                | 代表者の氏名  |
|---------------|--------------------|---------|
| マックスバリュ東北株式会社 | 秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号 | 反 田 悦 生 |

(変更後)

| 名 称           | 住 所                | 代表者の氏名  |
|---------------|--------------------|---------|
| マックスバリュ東北株式会社 | 秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号 | 勝 浦 二 郎 |

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名  
(変更前)

| 氏名又は名称         | 住 所                     | 代表者の氏名    |
|----------------|-------------------------|-----------|
| マックスバリュ東北株式会社  | 秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号      | 反 田 悦 生   |
| ジャスフォート株式会社    | 千葉県千葉市美浜区中瀬二丁目6番地       | 本 田 進     |
| ホームック株式会社      | 北海道札幌市厚別区厚別中央3条2丁目1番41号 | 柴 田 憲 次   |
| 佐 藤 吉 蔵        | 鶴岡市朝陽町3番6号              |           |
| 株式会社 大 創 産 業   | 広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号    | 矢 野 博 丈   |
| 株式会社 ゲ オ ア ー ル | 愛知県春日井市高山町一丁目3番地の10     | 後 藤 耕 二   |
| 株式会社 ニューステップ   | 東京都中央区新川一丁目22番15号       | 岩 田 愛 一 郎 |
| 株式会社 メガネスーパー   | 神奈川県小田原市本町四丁目2番地39号     | 田 中 由 子   |
| 有限会社 木 村 屋     | 鶴岡市山王町9番25号             | 吉 野 隆 一   |

## (変更後)

| 名 称             | 住 所                     | 代表者の氏名    |
|-----------------|-------------------------|-----------|
| マックスバリュ東北株式会社   | 秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号      | 勝 浦 二 郎   |
| ホームック株式会社       | 北海道札幌市厚別区厚別中央3条2丁目1番41号 | 柴 田 憲 次   |
| 株式会社 や ま や      | 宮城県仙台市宮城野区榴岡三丁目7番35号    | 山 内 英 靖   |
| 株式会社 大 創 産 業    | 広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号    | 矢 野 博 丈   |
| 株式会社 フ ォ ー ユ ー  | 香川県高松市今里町二丁目16番地1       | 清 水 孝 浩   |
| 株式会社 ニューステップ    | 東京都中央区新川一丁目22番15号       | 岩 田 愛 一 郎 |
| 株式会社 メガネスーパー    | 神奈川県小田原市本町四丁目2番地39号     | 田 中 由 子   |
| 有限会社 木 村 屋      | 鶴岡市山王町9番25号             | 吉 野 隆 一   |
| K D D I 株 式 会 社 | 東京都千代田区飯田橋三丁目10番10号     | 小 野 寺 正   |

## 3 変更年月日

平成20年8月26日

## 4 届出年月日

平成20年8月27日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により新庄市から聴取した大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見の概要は、次のとおりである。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業経済交流課及び最上総合支庁産業経済部産業経済企画課並びに新庄市役所において平成20年12月28日まで縦覧に供する。

平成20年11月28日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 意見の聴取に係る大規模小売店舗の名称及び所在地  
新庄新町ショッピングセンター  
新庄市新町581番地1号外
- 2 大規模小売店舗の新設に係る届出の公告を行った日  
平成20年6月10日
- 3 意見の概要  
騒音防止に配慮するなど、周辺環境の保持に一層努めること。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、山形県電子閲覧システム開発運用業務の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成20年11月28日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 入札の場所及び日時
  - (1) 場 所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁入札室（2階）
  - (2) 日 時 平成21年1月9日（金） 午前10時
- 2 入札に付する事項
  - (1) 調達をする役務の名称及び数量 山形県電子閲覧システム開発運用業務 一式
  - (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
  - (3) 契約期間 契約締結の日から平成22年9月30日まで
  - (4) 履行場所 入札説明書による。
  - (5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 3 入札参加者の資格
  - (1)から(6)までに掲げる要件をすべて満たす者であること。ただし、共同企業体にあつては、(7)から(10)までに掲げる要件をすべて満たす者であること。
  - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項各号に規定する者に該当しないこと。
  - (2) 平成20年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（平成20年1月29日付け県公報第1912号）により公示された資格を有すること。
  - (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
  - (4) JIS Q 15001の基準に適合することによりプライバシーマークの使用許諾を受けていること。プライバシーマークの使用許諾を受けていない場合にあつては、情報セキュリティマネジメントシステム適合性評価制度に関してJIS Q 27001（ISO/IEC27001）の基準に適合することにより認証を受けていること。
  - (5) 過去5年以内に国、他の都道府県又は地方自治法第252条の19第1項に規定する指定都市において、類似のシステムに係る開発業務を受託した実績があること（共同企業体の構成員として当該業務を受託し、当該業務の主たる部分を実施した実績があることを含む。）を証明できること。
  - (6) 2の(1)の役務に関し、遂行可能な体制が十分に整備されており、当該役務を確実に提供できることを証明できること。
  - (7) 共同企業体のすべての構成員が(1)から(4)までの要件を満たしていること。
  - (8) 共同企業体のいずれかの構成員が(5)及び(6)の要件を満たしていること。
  - (9) 共同企業体は、自主結成されたものであり、共同企業体協定書を締結していること。また、代表構成員は、

出資比率が最大の構成員であること。

(10) 共同企業体の各構成員は、他の共同企業体の構成員として又は単独で本件入札に参加していないこと。

4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等  
山形市松波二丁目8番1号 山形県土木部建設企画課システム開発担当 電話番号023(630)2673

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除する。

(2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

7 落札者の決定の方法

規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

8 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 その他

(1) この公告による入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書及び3の(4)から(6)までに係る事項を証明する書類（共同企業体にあつては、3の(4)、(8)及び(9)に係る事項を証明する書類。以下「証明書等」という。）を平成20年12月17日（水）までに提出すること。この場合において、証明書等を提出した者は、入札日の前日までに証明書等に関し説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。

(2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め並びに個人情報の保護に関する定めを設けるものとする。

(3) この入札及び契約については、県の都合により、調達手続の停止等があり得る。

(4) 詳細については入札説明書による。

10 Summary

(1) Nature of the service to be procured: Development and operation of an electronic reference system for diagrams, specification documents, and other materials related to bidding on construction and business projects.

(2) Time-limit for tender: 10:00 A.M. January 9, 2009

(3) Contact point for the notice: Construction Planning Division, Public Works Department, Yamagata Prefectural Government, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8570 Japan TEL 023-630-2673

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成20年11月28日

山形県知事 齋 藤 弘

1 県営住宅の名称等

| 名称          | 所在地                | 規格   |                               | 公募戸数 | 区分               | 家賃                      |                                            |                                            |                                            |                                            | 摘要     |                                            |
|-------------|--------------------|------|-------------------------------|------|------------------|-------------------------|--------------------------------------------|--------------------------------------------|--------------------------------------------|--------------------------------------------|--------|--------------------------------------------|
|             |                    | 住宅形式 | 1戸当たり<br>住戸専用積<br>面<br>平方メートル |      |                  | 収入が<br>123,000円<br>以下の者 | 収入が<br>123,000円<br>を<br>超え153,000円<br>以下の者 | 収入が<br>153,000円<br>を<br>超え178,000円<br>以下の者 | 収入が<br>178,000円<br>を<br>超え200,000円<br>以下の者 | 収入が<br>200,000円<br>を<br>超え238,000円<br>以下の者 |        | 収入が<br>238,000円<br>を<br>超え268,000円<br>以下の者 |
| 県営五十鈴アパート1号 | 山形市大野目二丁目2-52      | 3K   | 51.2                          | 1    | 一般用              | 14,900                  | 18,100                                     | 21,400                                     | 24,700                                     | 26,000                                     | 26,000 | 3月分の家賃に相当する額                               |
| 同南山形アパート3号  | 同南松原一丁目9-6         | 2DK  | 51.3                          | 1    | 特定目的用<br>(高齢身障用) | 18,900                  | 22,900                                     | 27,100                                     | 31,300                                     | 36,200                                     | 41,500 | 単身可                                        |
| 同松町アパート     | 同松町四丁目12-20        | 3DK  | 64.2                          | 1    | 一般用              | 21,500                  | 26,100                                     | 30,900                                     | 35,600                                     | 41,100                                     | 44,500 |                                            |
| 同深町アパート     | 同深町一丁目7-37         | 同    | 62.6                          | 1    | 同                | 22,500                  | 27,400                                     | 32,300                                     | 37,300                                     | 43,100                                     | 44,400 |                                            |
| 同土屋倉アパート2号  | 上山市美咲町二丁目3         | 同    | 53.7                          | 1    | 同                | 13,000                  | 15,700                                     | 18,600                                     | 21,500                                     | 24,800                                     | 28,500 |                                            |
| 同土屋倉アパート3号  | 同                  | 同    | 53.7                          | 1    | 同                | 13,900                  | 16,900                                     | 20,000                                     | 23,000                                     | 26,600                                     | 30,600 |                                            |
| 同鶯ヶ袋アパート2号  | 同旭町二丁目7-2          | 同    | 55.7                          | 1    | 同                | 14,000                  | 17,000                                     | 20,100                                     | 23,100                                     | 26,700                                     | 30,700 |                                            |
| 同日光アパート2号   | 天童市北久野本四丁目14-2     | 2DK  | 55.5                          | 1    | 特定目的用<br>(高齢身障用) | 19,100                  | 23,200                                     | 27,400                                     | 31,600                                     | 36,600                                     | 42,000 | 単身可                                        |
| 同天童駅西アパート3号 | 同駅西二丁目2-31         | 3DK  | 61.0                          | 1    | 一般用              | 18,900                  | 23,000                                     | 27,200                                     | 31,400                                     | 36,300                                     | 41,600 |                                            |
| 同谷地アパート1号   | 西村山郡河北町谷地荒町東一丁目4-1 | 同    | 59.3                          | 1    | 同                | 14,900                  | 18,100                                     | 21,400                                     | 24,700                                     | 28,500                                     | 32,700 |                                            |
| 同東根中央アパート2号 | 東根市中央四丁目3-2        | 同    | 64.2                          | 1    | 同                | 20,000                  | 24,300                                     | 28,700                                     | 33,100                                     | 38,300                                     | 44,000 |                                            |
| 同東根中央アパート3号 | 同                  | 同    | 62.6                          | 1    | 同                | 19,800                  | 24,000                                     | 28,400                                     | 32,800                                     | 37,800                                     | 43,500 |                                            |
| 同榎岡アパート     | 村山市榎岡笛田四丁目6-23     | 同    | 54.6                          | 2    | 同                | 13,500                  | 16,300                                     | 19,300                                     | 22,300                                     | 25,800                                     | 29,600 |                                            |

（注）「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が特定扶養親族である場合には、その特定扶養親族1人につき 200,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には、400,000円）
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

(1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。

(2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 268,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のあるものがある場合

a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで

b 精神障害（知的障害を除く。）精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級

c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が昭和31年4月1日以前に生まれた者であり、かつ、同居親族のいずれもが昭和31年4月1日以前に生まれた者又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が国土交通省令で定める程度であるもの

b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生大臣の認定を受けている者

c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

(ニ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 200,000円

(3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。

(4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

## 3 選考方法

募集の区分欄に「特定目的用（身障者用）」とあるのは、身体障害者世帯から選考する。

募集の区分欄に「特定目的用（高齢・身障者用）」とあるのは、高齢者世帯及び身体障害者世帯から選考する。

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、心身障害者世帯、高齢者世帯、母子世帯、生活保護世帯、多子世帯、過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯の当選確率を優遇して公開抽選とする。

## 4 申込期間及び方法

(1) 申込期間 平成20年12月3日～同月9日まで（月曜日は休館日となります。）（受付時間AM10:00～PM6:00）  
（ただし、郵送の場合は、平成20年12月9日までの消印のあるもの限り有効とする。）

(2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先

山形市城南町一丁目1番1号 霞城セントラル22階

山形県すまい情報センター

5 入居の時期 平成21年2月1日

---

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成20年11月28日

山形県知事 齋 藤 弘

1 県営住宅の名称等

| 名称          | 所在地           | 規格   |                               | 公募戸数 | 区分  | 家賃                      |                                   |                                    |                                    | 摘要     |                                    |                                    |
|-------------|---------------|------|-------------------------------|------|-----|-------------------------|-----------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|--------|------------------------------------|------------------------------------|
|             |               | 住宅形式 | 1戸当たり<br>住戸専用<br>面積<br>平方メートル |      |     | 収入が<br>123,000円<br>以下の者 | 収入が23,000円<br>を超え153,000円<br>以下の者 | 収入が153,000円<br>を超え178,000円<br>以下の者 | 収入が178,000円<br>を超え200,000円<br>以下の者 |        | 収入が200,000円<br>を超え238,000円<br>以下の者 | 収入が238,000円<br>を超え268,000円<br>以下の者 |
| 県営美原アパート1号  | 鶴岡市美原町18-1    | 3DK  | 74.2                          | 1    | 一般用 | 19,700                  | 23,900                            | 28,300                             | 32,700                             | 37,800 | 43,300                             | 3月分の家賃に相当する額                       |
| 同 美原アパート3号B | 同 19-23       | 同    | 77.0                          | 1    | 同   | 21,400                  | 26,000                            | 30,800                             | 35,500                             | 41,000 | 47,100                             |                                    |
| 同 末広アパート1号B | 同 末広町23-63    | 同    | 69.3                          | 1    | 同   | 23,000                  | 27,900                            | 32,900                             | 38,000                             | 43,900 | 50,400                             |                                    |
| 同 末広アパート2号A | 同 23-62       | 2LDK | 69.3                          | 1    | 同   | 23,000                  | 27,900                            | 32,900                             | 38,000                             | 43,900 | 50,400                             |                                    |
| 同 川南アパート3号  | 酒田市若宮町二丁目1-3  | 2DK  | 54.6                          | 5    | 同   | 16,700                  | 20,300                            | 24,000                             | 27,700                             | 32,000 | 36,800                             |                                    |
| 同 こがねアパート1号 | 同 こがね町一丁目21-1 | 3DK  | 63.5                          | 1    | 同   | 17,500                  | 21,200                            | 25,100                             | 29,000                             | 33,500 | 38,500                             |                                    |

(注) 「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が特定扶養親族である場合には、その特定扶養親族1人につき 200,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には、400,000円）
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。

(1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。

(2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 268,000円

- (イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合
  - a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
  - b 精神障害（知的障害を除く。）精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
  - c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が昭和31年4月1日以前に生まれた者であり、かつ、同居親族のいずれもが昭和31年4月1日以前に生まれた者又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が国土交通省令で定める程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

(ニ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 200,000円

(3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。

(4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

## 3 選考方法

募集の区分欄に「特定目的用（身障者用）」とあるのは、身体障害者世帯から選考する。

募集の区分欄に「特定目的用（高齢・身障者用）」とあるのは、高齢者世帯及び身体障害者世帯から選考する。

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、心身障害者世帯、高齢者世帯、母子世帯、生活保護世帯、多子世帯、過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯の当選確率を優遇して公開抽選とする。

## 4 申込期間及び方法

(1) 申込期間 平成20年12月5日～同月11日まで（土・日曜日は休館日となります。）（受付時間AM10:00～PM5:00）（ただし、郵送の場合は、平成20年12月11日までの消印のあるものに限り有効とする。）

(2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先  
山形県すまい情報センター 庄内事務所

## 5 入居の時期 平成21年2月1日

山形県人事委員会規則 4 - 1（職員の任用に関する規則）第33条第 1 項第 2 号の規定により、平成19年11月22日に確定した下記に掲げる採用試験の採用候補者名簿を平成20年11月20日をもって失効させた。

平成20年11月28日

山 形 県 人 事 委 員 会  
委 員 長 小 野

勝

記

- 1 平成19年度山形県職員採用試験（短大卒業程度）
- 2 平成19年度山形県職員採用試験（高校卒業程度）
- 3 平成19年度山形県警察官採用試験（警察官 B（男性）及び警察官 B（女性））

平成20年11月28日印刷  
平成20年11月28日発行

発行所 山 形 県 庁  
発行人 山 形 県

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目 1-21  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部 登  
電話 山形(631)2057 (631)2056